社会教育委員の役割とは

◆教育基本法

(生涯学習の理念)

第3条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その<u>生涯</u> にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を 適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

生涯学習とは、個人が生涯を通じて行うあらゆる学習活動を指します。これは、学校教育や家庭教育、職業訓練、文化活動、スポーツ活動、ボランティア活動、趣味など、多岐にわたる学びの場で行われます。生涯学習の目的は、個人の能力や知識を向上させることにあり、自己実現や社会参加を促進することが期待されています。

また、「生涯学習社会」を目指そうという考え方・理念自体を表していることもあります。

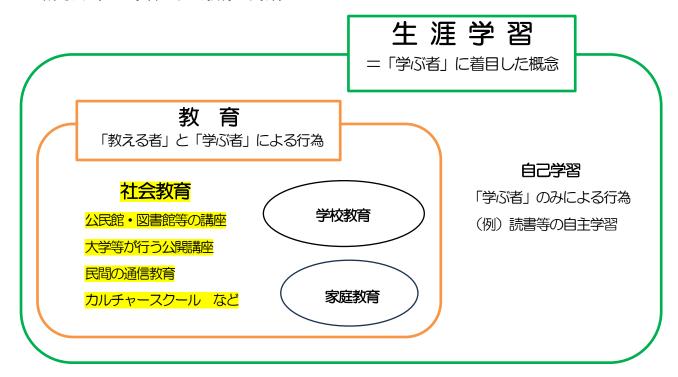
◆社会教育法

(社会教育の定義)

第2条 この法律において「社会教育」とは、学校教育法又は就学前の子どもに関する教育、 保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づき、学校の教育課程として行われる教 育活動を除き、主として**青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動**(体育及び レクリエーションの活動を含む)をいう。

社会教育は、主に地域社会における教育活動を指します。公民館や図書館などの公的な施設での講座や、大学等で行われる公開講座、民間で行われる通信教育、カルチャースクールなども社会教育の中に入ります。社会教育の目的は、地域住民が共に学び合い、地域社会の発展や住民の生活向上を図ることです。社会教育は、特定の知識や技能を教えるだけでなく、地域の文化や歴史を学ぶ機会を提供し、コミュニティの絆を深める役割も果たしています。

概念図(生涯学習と社会教育の関係)



◆社会教育法

(社会教育委員の設置)

第15条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

社会教育委員の設置については、社会教育法第 I 5条に規定されています。社会教育委員は、 法令上は、都道府県及び市町村の任意で設置するものであり、設置する場合は教育委員会が委 嘱することとなっています。

また、設置は任意となっているものの、埼玉県内の社会教育委員の設置状況を見ますと、令和6年度には63市町村中60市町村が設置しており、社会教育を推進する上での大切な役割となっています。

◆社会教育法

(社会教育委員の職務)

- 第 17 条 社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。
 - (1) 社会教育に関する諸計画を立案すること。
 - (2) 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。
 - (3) 前2号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。
- 2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。
- 3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する 特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導 を与えることができる。

社会教育委員の具体的な職務については、第17条に規定されています。

第1項では、<u>社会教育に関し</u>、教育委員会に助言すること。そのために、社会教育に関する 諸計画を立案したり、会議を開き、教育委員会の諮問に応じて意見を述べたり、必要な研究調 査を行うこと。

第2項では、教育委員会の会議に出席して、社会教育に関して意見を述べること。

第3項では、市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育の特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し助言と指導を与えること。 と、定められています。

みなさまの役割は主として、「<u>社会教育に関する</u>意見を述べること」です。和光市の社会教育委員においても、特にこの社会教育委員会議にご出席頂き、ご意見をいただくことが活動の中心となっています。さまざまな団体などから選出された委員の皆様は、<u>行政と市民との橋渡し的役割として</u>、普段のそれぞれの活動の中で、「社会教育」の視点を持って頂き、お気付きになった課題や提案を行政に提言するという大切なお立場であるということをご理解いただきたいと思います。